

教員の懲戒処分について

学生へのアカデミック・ハラスメント等があったとして、本日付で、
本学の教員を停職1月の懲戒処分といたしました。

アカデミック・ハラスメントは、高い倫理観を持つべき教職にある
者として、あってはならない行為であり、決して許されるものではありません。学生や保護者の皆さまをはじめ、関係の方々に多大なご迷惑をおかけしたことを心からお詫びいたします。

本学では、これまでもハラスメント防止に向けた取り組みを推進し
てまいりましたが、本件を真摯に受け止め、今後、同じことを繰り返
すことのないよう防止対策を徹底するとともに、引き続き、健全で快
適な教育・研究環境づくりに努めてまいります。

平成26年11月19日

公立大学法人北九州市立大学 理事長 石原 進

学 長 近藤 倫明

平成26年11月19日
公立大学法人北九州市立大学

懲戒処分の公表について

以下のとおり、懲戒処分を行ったので公表します。

1 被処分者	地域創生学群 教授 50歳代 男性
2 処分年月日	平成26年11月19日
3 処分の種類 及び程度	懲戒処分 停職1月
4 処分の理由	公立大学法人北九州市立大学職員就業規則第57条第1項第8号「ハラスメント等に該当する行為があった場合」に該当するため。
5 事案の概要	被処分者は、学生に対し威圧的な指導を長期間、継続的に行う、特定の実習活動（プロジェクト）において学生の役職を突如解任する、出張講義後の私的旅行に学生を同道させるなどのハラスメントにより、学生の修学環境を著しく損ねた。

【問い合わせ】

北九州市立大学事務局総務課

☎093-964-4004